令和3年10月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和3年10月8日(金曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室
- 3. 出席農業委員
 - 1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
 - 4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
 - 6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 (欠席) 2番 長尾亀世美 3番 衞藤 榮一
 - 4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 髙浪 辰雄
 - 7番 高倉 利子 8番 (欠席) 9番 (欠席)
 - 10番 帆足 智己 11番 衞藤 和敏 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願いについて
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農用地利用配分計画の決定について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹(統括) 井野 俊夫

主査 繁田 寿美

7. 会議の概要

事務局長

今日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それではただ今より令和3年10月定例総会を開催します。新型 コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用 に、引き続きご協力よろしくいたします。

それでは、着席して進めさせていただきます。

会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。以後の議事の進行につきましては、会長よろし くお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、6番副会長、 1番委員よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による 許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 番号1、大字四日市字祝林〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積2 3㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さん。 譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望 で売買です。担当委員は、7番会長です。

番号2、大字山田字小竿○○○番、登記簿地目は田、面積1,606㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、○○市の○○○○さ

ん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、6番副会長です。 以上、2件です。

議長

それでは、担当委員の説明ですが、

番号1 を 私が説明します。

番号2 を 6番副会長、お願いします。

また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。10月4日、譲受人、譲渡人、推進委員と事務局と私で、現地を確認しました。土地の所在は、大字四日市字祝林〇〇〇番〇、畑で、面積23㎡です。〇〇〇集落に位置しております。専業農家の譲受人が受け入れ、3条の有償移転です。取得後は栗等、果樹を植える計画です。経営面積は40a以上あり、問題はありません。以上です。

農業委員

番号2の調査結果を説明します。10月4日、譲受人と推進委員と私で、現地を確認しました。土地の所在は、大字山田字小竿〇〇〇番で、現況は田です。国道〇〇〇号線沿いのコンビニから800mほど〇〇の方向に行ったところです。面積は、1,606㎡です。〇〇〇で〇〇〇〇〇〇〇〇を経営している、兼業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。譲受人は〇〇県に在住しており、耕作できません。親戚でもあり、以前から耕作していました譲受人に、贈与による所有権の移転です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約1kmです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有は、トラクターなどがあり、農業従事者は2名おりますが、田植えや稲刈りは委託しております。取得後の耕作に問題ありません。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第1号、農地法第3条の規 定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いし ます。 農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請 にについて、原案どおり許可します。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に について事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

番号1、大字岩室字無田〇〇〇番〇外2筆で、登記簿地目は田、合計面積2,313㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地としての転用です。農地の区分は、農用地区内の農用地と判断されます。担当委員は、5番委員です。

以上、1件です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1 を 5番委員、お願いします。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。10月6日、申請者の息子さんと推進委員、事務局で現地確認しました。土地の所在は大字岩室字無田〇〇〇番〇外2筆で、面積は2,313㎡です。事業の拡張で、農用地区内の農地を農業用施設に転用する計画です。県と町の補助事業で、畜舎一棟を建て、パドック、ロール置場、農機具置場として利用する計画です。現在、親牛が60頭と子牛がいますが、今度建てる畜舎は子牛用の畜舎にする予定で、将来的に子牛50頭を予定しています。堆肥は別の場所に置場を設けており、集落からも離れており、汚水の問題はないように思われます。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

農業委員

下の田んぼへの水路に関係ないのですか。

事務局

基本的に、畜舎のふん尿等は堆肥置場に持っていく流れで、汚水 は出ない、出ないようにしてもらわないとならないようになってい ます。雨水に関しては、横に水路があり、前に側溝があります。そこに流す計画になっているようです。また、地域的に見ても、周りが畜産をしているので、一概には言えませんが、汚水の問題は出にくいのではと思います。申請者には、汚水処理については、気を付けてくださいと、注意をしております。

農業委員

現況でも、上のほうは放牧地となっています。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第4条第1 項の規定による許可申請にについて、原案どおり賛成の方の挙手を お願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に について事務局説明お願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

番号1、大字塚脇字田中〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積831㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇の〇〇〇〇さんです。譲受人は、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、宅地分譲用地(3区画)としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。

番号2、大字塚脇字田中〇〇番〇外1筆、登記簿地目は田、合計面積2,060㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲受人は、株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、宅地分譲用地(4区画)としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。

議長

それでは、担当委員の説明を

番号1、2 を 6番副会長、お願いします。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。10月4日、申請者、推進委員と事務局とで現地確認しました。土地の所在は大字塚脇字田中〇〇番〇、面積は831㎡です。〇〇〇の付近で、〇〇川沿いに面しております。転用目的は、宅地分譲用地3区画です。転用事由は、分譲宅地として販売するためです。土地は1mくらい低いのでかさ上げします。北側は農道と水路があります。許可日から着工し、令和4年1月31日を完了としております。土砂の流出、崩壊その他、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはありません。隣接農地の同意はもらっています。他の農地、宅地に影響がない計画です。

番号2の調査結果を報告します。10月4日、申請者、推進委員と事務局とで現地を確認しました。土地の所在は大字塚脇字田中〇〇番〇外1筆で、面積合計は2,060㎡です。〇〇〇〇から〇〇〇一方向に数百mいったところになります。転用目的は、宅地分譲4区画です。秋の取入れが終了してから、令和3年12月1日から令和4年3月31日までに完了する予定です。田は道より1mくらい低いので、道の高さまでかさ上げする予定です。隣接農地所有者の同意書も添付されており、隣接地に影響がない計画です。土砂の流出、崩壊その他、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはありません。過去に農地法の違反はありません。

以上報告を終わります。

推進委員

番号1については、○○○○から100mくらい○○○○方面に行った所です。すでに、数軒家が建っております。その北側になり、その下にまだ水田があります。雨水等は、かさ上げして、今ある道路わきの側溝に流して、農地側の水路には流さないということです。

番号2についてですが、国道から100mくらい入った所になります。西側には○○○○が見えるところです。西側の農地がありますが、排水雨水については町道側にあります側溝に流す計画になっています。

議長

それでは、質疑はありませんか。

事務局

補足説明をします。今日、配っています参考資料集をお開きください。転用の許可要件を載せております。申請の場所は、都市計画区域内の用途が決められた地域になりますので、第3種農地になります。立地基準以外の基準で一般基準というものがあります。今回は宅地分譲地、造成のみの申請となります。造成のみの目的で転用できるのは、用途地域内に限られます。用途地域以外での宅地分譲は基本的に許可が出ません。条件付きであれば用途地域以外でも宅地分譲で許可ができる要件もありますが、そのような方法を使って申請しようというのは今段階ないです。

農業委員

番号1ですが、これは過去に3条の案件で見た所ですが、3年は 経過したということですか。

事務局

○○さんが農地として取得したのは、農地法3条で平成30年9月5日に許可を出しています。3年間は農地として管理して、その3年が経ったということ、隣接の住宅地も当時分譲用地として転用許可を受けていましたが、その分譲も終わり、家がすべて建ったということで、今回の申請となっています。今回の農地は、当時家庭菜園として利用しようとしていたようですが、それも難しく、宅地分譲をしようとされているようです。

推進委員

家庭菜園と言ってもどうなのか。

事務局

家庭菜園というのが適切かというと難しいですが、当時、農地として活用しようとして農地として購入したようです。実際は、災害があった関係で、うわ土を置いていましたが、それを撤去した後は管理していたというような状態です。砂利を入れているというような状況ではありません。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請にについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許

可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付し ます。

次に、議案第4号、非農地証明願いについて、事務局説明お願い します。

事務局

議案第4号、非農地証明願いについてです。

番号1、大字塚脇字箱割○○○番○、登記簿地目は畑、面積23 m²です。申請人は○○府○○市の○○○○さん。非農地の事由は、昭和63年頃に住宅を建築していたが、地目変更の申請を行っていなかったためです。担当委員は、6番副会長です。

番号2、大字四日市字祝林〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積29㎡です。申請人は〇〇〇の〇〇〇〇さん。非農地の事由は、昭和43年頃に住宅を建築していたが、地目変更の申請を行っていなかったためです。担当委員は、7番会長です。

以上、2件です。

議長

それでは、担当委員の説をお願いします。 番号 1は、6番副会長 お願いします。 番号 2は、私が説明します。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。10月4日、申請者の親戚の方と、推進委員と事務局と現地を確認しました。農地の所在は、大字塚脇字箱割○○○番○で、○○○○前の住宅です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。面積は23㎡です。幅が30cmくらいの細長い所です。昭和63年に住宅を建築しており、33年経過しているようです。地目を変更していなかったため、非農地証明願いの申請です。今後は現状のまま管理します。以上です。

農業委員

番号2の調査結果を報告します。10月4日、申請者と、推進委員と事務局で現地を確認しました。土地の所在は、大字四日市字祝林〇〇〇番〇、登記簿地目は畑で、現況は宅地です。昭和43年頃に建物を建てて、地目を変更していなかったため、今回の申請になっております。

議長

それでは、質疑はありませんか。

農業委員

建物を建てるときに、建物登記をしますが、その時にわからない ものですか。

事務局

わかるとは思いますが、今回の2件とも建物の端で、少しかかっているくらいで、当時宅地にどこまで入れているかになると思うのですが、確認しづらい所なのかなと思います。

農業委員

抜けてたということですか。

事務局

親の代に建てて、それを相続しているので、だいたいこのあたりという説明です。地目を変更するのが抜けてたと言えばそういうことになると思います。宅地にするには、転用か非農地なので、今回は非農地証明の要件に合いました。

農業委員

今は転用の申請が出た場合、どのように確認しているのか。

事務局

今は基本的に現地確認もはっきりできますし、法務局の字図も確認するので、今は基本的に抜けはないです。昔の人は自己資金で建ててしまっていることも多いので、わからない部分もあると思います。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第4号、非農地証明願いに ついて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第4号、非農地証明願いについて、原案どおり許可し、証明書を交付します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

それでは別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。 利用権の設定の新規ですが、

3年未満 が 1件で、 679㎡、

3年~5年が 1件で、2,394㎡、

10年以上が 1件で、1,692㎡、

合計 3 件で合計面積が、4,765 ㎡です。 以上です。

議長質疑はありますか。

議長 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手

をお願いします。

農業委員 (挙手)

議長 全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。

次に、議案第6号、農用地利用配分計画の決定について、事務局

説明お願いします。

事務局 今回の配分計画は、配分替えで、○○○○○さんが借りる予定で

す。1件で、2,089㎡です。今回の配分替えは、以前まで、夫の〇〇〇〇さん名義で借りて、夫婦で耕作していた土地を、次世代人材投資事業交付金の夫婦型を受給するために、借りている土地の1筆を妻の〇〇〇〇〇さん名義で借りるためです。現在、夫婦で耕

作しており問題ありません。以上です。

議長質疑はありますか。

議長 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手

をお願いします。

農業委員 (挙手)

議長 全員賛成です。議案第6号については、原案どおり承認します。

議長
以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。

事務局 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出(相続に

よる所有権移転)が3件、届出されております。内容についてはご

一読ください。

	報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約が4件、届出
	されております。内容についてはご一読ください。
	以上です。
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
	(省略)
 議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
mx M	
 議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会10月定例総会を
	閉会します。
1	